

市道民税の申告・

所得税および復興特別所得税の

確定申告は期間内に

2月16日(火)〜3月15日(火)まで

◎お問い合わせ

市道民税に関すること↓市民税係⑤4 2 1 2 1
所得税および復興特別所得税に関すること
↓滝川税務署②2 1 9 1または市民税係⑤4 2 1 2 1

申告期間・受付時間

公平・公正な税の負担のため、申告が必要な方は、必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。

毎年、期間間近は会場がとても込み合います。来場の際は、忘れ物などが無いよう記載事項をよくご確認ください、余裕をもってお越しください。

また、市役所での所得税および復興特別所得税の還付申告は、1月18日(月)から3月15日(火)までとなります。(土・日・祝日を除く)
※ 3月6日(日)は相談・申告の受付を行います

■ 申告期間 2月16日(火)〜3月15日(火) (土・日を除く) 還付申告は1月18日(月)から可能

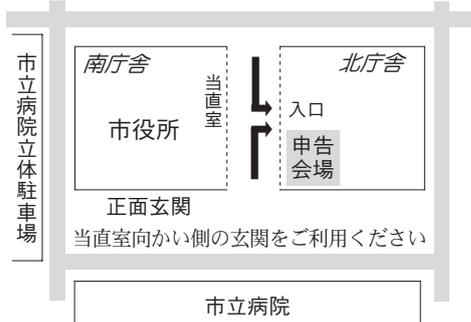
■ 受付時間 午前9時〜午後5時

【申告会場】

■ 市道民税↓市役所北庁舎1階会議室

■ 所得税および復興特別所得税
↓滝川税務署(郵送提出も可能)または市役所北庁舎1階会議室

市役所申告会場の案内図



所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

■ 営業(報酬)、不動産(アパート収入のほか、土地の賃貸料や

市道民税の申告が必要な方

■ 年末調整を受けた給与・年金以外の所得がある方

■ 平成27年中に収入・所得がなかった方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方

※ 所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、市道民税の申告を兼ねますので、あらためて市道民税の申告は不要です

申告に必要なもの

■ 印鑑(スタンプ式は不可。口座振替による納付を希望される方は、金融機関届出印が必要です)

■ 確定申告書・お知らせはがき(税務署から送られてきています)

■ 申告する方の金融機関の振込先がわかるもの(還付金の受け取りや口座振替による納付のため)

- 貸家などの家賃収入も含む)などの各種所得があった方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える方(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方も、市道民税の申告は必要となる場合があります)
- 給与を2か所以上から受けている方
- 年末調整を受けていない方(平成27年中に中途退職した方など)
- 年金収入が40万円を超える方
- 年金以外の所得が20万円を超える方(年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方も、市道民税の申告は必要となる場合があります)

※ これらの方々以外でも、確定申告が必要な場合もあります。また、平成27年中に営業を始めた方、土地や建物を売却した方、青色申告の方などは滝川税務署での申告になります



その他必要なもの

源泉徴収票や領収書、証明書などは原本が必要です。コピーでの提出は受け付けられませんので、ご注意ください。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたうえで申告してください。

■ 給与所得者・公的年金等受給者
↓ 受け取ったすべての源泉徴収票

■ 営業などの事業・不動産所得者
↓ 収支内訳書（必ず事前に記載してください）

■ 社会保険料（国民健康保険、任意継続保険、国民年金など）、生命保険料、地震保険料、寄付金（控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合）などの控除を受ける方
↓ 領収書、証明書

■ 障害者控除を受ける方
↓ 障害者手帳など

■ 医療費控除を受ける方
↓ 医療費の領収書と明細書、医療費を補てんする保険金等の金額がわかるもの（医療費の明細書は、個人ごと、病院別に合計額を記載してください。様式は申告会場または市ホームページの

申請書ダウンロードから入手できますが、ノートやメモ用紙への記載でも可能です

《医療費の明細書の記載例》

平成 27 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください

住所 砂川市〇条〇丁目〇-〇
氏名 砂川 太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
砂川太郎	本人	〇〇病院	診察	15,000円	
砂川花子	妻	××病院	入院・通院	200,000円	120,000円
"	"	△△薬局	処方箋薬	23,000円	
"	"	バス代（往復） 区間〇〇～△△	400円×10回	4,000円	
合計				242,000円	120,000円

○ 医療費控除の対象にならないもの（例）

診断書作成料（文書料）、入院時の病衣（パジャマ）・冷蔵庫・テレビ代のように直接医療に関係がない費用、インフルエンザなどの予防接種代、薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のためのサプリメントの費用など

■ 住宅借入金等特別控除などを申告する方（新築住宅を建てられた方）が必要なもの

- ・ 住民票の写し
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・ 家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ・ 土地の売買契約書の写し（住宅と一緒に敷地を取得した場合等で、敷地購入に係る借入金等がある場合のみ）
- ・ 家屋の登記事項証明書（法務局発行の全部事項証明書）
- ・ 土地の登記事項証明書（住宅と一緒に敷地を取得した場合等で、敷地購入に係る借入金等がある場合のみ。法務局発行の全部事項証明書）
- ・ 補助金等の額を証明する書類

（補助金等の交付を受けた場合に）
確定申告書の用紙は、申告会場に用意してあります。また、国税

※ 中古住宅、増改築、認定長期優良住宅、太陽光発電の売電収入がある場合等の提出書類については、滝川税務署へお問い合わせください
詳しくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> をご覧ください。

〈市道民税・所得税の主な改正点等〉

ふるさと納税制度の拡充等について

平成 27 年 1 月 1 日以降に行った寄付については、市道民税から控除する特例控除額の上限が、市道民税の所得割額の 1 割（現行）から 2 割に拡充されることとなりました。（平成 28 年度分以後の市道民税について適用）

※ 所得税・市道民税から控除を受けるためには、原則として寄付を行った翌年に確定申告を行う必要があります

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告をする必要がない給与所得者等の方については、寄付先の自治体数が 5 団体以内である場合に限り、平成 27 年 4 月 1 日以降に寄付を行った各自治体にあらかじめ特例申請書を提出することで確定申告が不要になりました。なお、本制度の適用を受ける方は、所得税は控除されず、寄付を行った翌年の 6 月以降に支払う市道民税から所得税控除分を含めた額が控除されます。

※ 平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに寄付をされた分の控除を受ける場合は、確定申告をしていただく必要があります。また、本特例を申請された方が、確定申告や市道民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む）は、申請が無効となり、税額は控除されませんので、控除を受けるためには、これまでと同様に確定申告が必要となります